

事業協同組合に係る配水管布設工事格付及び総合点数の算定の方法に関する特例要領

（目的）

第 1 この要領は、水道局が発注する配水管布設工事（宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「選定要領」という。）第 2 条に規定する水道施設工事をいう。）に係る入札に参加する者に必要な資格を定める場合における事業協同組合の総合点数の算定及び格付の方法に関する特例を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）で、建設業法第 3 条の規定により許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、組合が次に掲げる各事項に該当する者のうちから当該組合の希望工種別ごとに指定したものをいう。この場合において、審査対象者の数は、5 を超えてはならないものとする。

- （1）当該組合の組合員であること。
- （2）当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人であること。
- （3）宇部市建設工事等請負業者選定要綱（平成 6 年 4 月 1 日制定。以下「選定要綱」という。）第 3 条に該当しないものであること。

（格付及び総合点数の算定方法に関する特例）

第 3 組合の格付は、選定要領第 4 条及び第 8 条の規定により行うものとする。

2 組合の総合点数のうち客観点数は、選定要綱第 9 条の規定により算定された水道施設工事の点数とし、この点数は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1）完成工事高 当該組合及び各審査対象者（組合の下請として施工したものを除く。）の年間平均完成工事高の和に対して付与された評点
- （2）自己資本額及び平均利益額 当該組合及び各審査対象者の数値の和に対して付与された点数
- （3）経営状況 当該組合及び各審査対象者に付与された評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入する。）
- （4）技術職員数 当該組合及び各審査対象者の技術職員の数の和に対して付与された点数
- （5）元請完成工事高 当該組合及び各審査対象者の数値の和に対して付与された点数
- （6）その他の事項

- | | |
|-------------------------|---|
| ア 労働福祉の状況 | 当該組合及び各審査対象者に付与された点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。） |
| イ 営業年数 | 当該組合及び各審査対象者の営業年数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。）に対して付与された点数 |
| ウ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 | 当該組合及び各審査対象者のうち、民事再生法又は会社更生法の適用を受けた者に対して付与された点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。） |
| エ 防災協定締結の有無 | 当該組合に付与された点数 |
| オ 法令遵守の状況 | 当該組合及び各審査対象者のうち、指示処分又は営業停止処分を受けた者に対して付与された点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。） |
| カ 監査の受審状況 | 当該組合に付与された点数 |
| キ 公認会計士及び2級登録経理試験合格者等の数 | 当該組合及び各審査対象者に付与された点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。） |
| ク 平均研究開発費の額 | 当該組合に付与された点数 |
| ケ 建設機械の保有状況 | 当該組合に付与された点数 |
| コ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 | 当該組合に付与された点数 |
- 3 組合の総合点数のうち発注者点数は、選定要領第9条の規定により算定された点数とし、この点数は、次の各号に定めるところによるものとする。
- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 工事成績 | 当該組合及び各審査対象者のうち、工事成績を付与されている者の平均成績評定点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。） |
| (2) 指名停止の状況 | 当該組合及び各審査対象者のうち、指名停止を受けた者の指名停止状況評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。） |
| (3) 建設業従事職員数 | 当該組合に付与された評点 |
| (4) 技術職員の数 | 当該組合に付与された評点 |
| (5) 配水管工事に関する技術者の数 | 当該組合に付与された評点 |
| (6) 給水装置工事に関する技術者の数 | 当該組合に付与された評点 |
| (7) 災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定締結の状況 | 当該組合及び各審査対象者の評点の和 |
| (8) 完成工事件数 | 当該組合に付与される評点 |
| (9) 水道料金納入の状況 | 当該組合及び各審査対象者のうち、給水停止を受けた者の給水停止状況評点の和 |
- (特例の適用)
- 第4 第3の規定は、同規定により格付を希望する旨の申出をした組合について適用するものとする。
- 2 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、第3の規定による格付を希望する組合に、官

公需適格組合入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出させるものとする。この場合において、第1号の書類については、各審査対象者に係る書類を併せて添付させるものとする。

- (1) 選定要領第6条に規定する書類
- (2) 入札参加資格審査申請総括表（官公需適格組合）（様式第1号）
- (3) 官公需適格組合の証明を受けていることを証明する書面の写し
- (4) 審査対象者名簿（様式第2号）
- (5) 協同組合役員名簿（様式第3号）
- (6) 協同組合組合員名簿（様式第4号）
- (7) 審査対象者の組合下請工事種類別年間平均完成工事高（様式第5号）

（変更の届出等）

第5 管理者は、第3の規定の適用を受けて入札参加資格があると認定された組合が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該組合に速やかにその旨を届け出させるものとする。

- (1) 審査対象者が第2第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 第4第2項第3号から第6号までに掲げる事項に変更があったとき。

2 管理者は、組合から前項第1号に該当することとなった旨の届出があった場合において、必要があると認めるときは、組合の入札参加資格の認定を変更するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（事業協同組合に係る格付及び総合点数の算定の方法に関する特例要領の廃止）

2 事業協同組合に係る格付及び総合点数の算定の方法に関する特例要領（平成26年上下水道局要領）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。